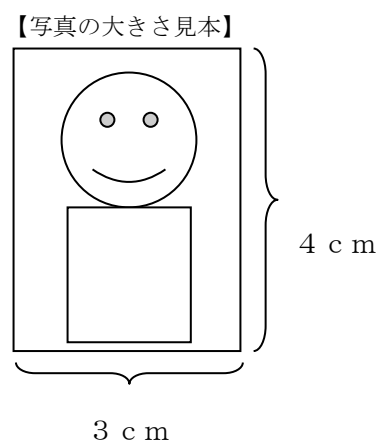


精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療費(精神通院医療)同時申請のご案内

**必要書類**

- 申請書(手帳用・自立支援用の2部)
- 医師の診断書(手帳用診断書)
  - \* 診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6ヶ月を経過している必要があります。
- 重度かつ継続に関する意見書【※必要な方のみ】
  - \* 診断書に加え「重度かつ継続に関する意見書」が必要となる場合には、医療機関に作成を依頼してください。意見書の様式が必要な場合にはお申出ください。(裏面を参照)
- 現在お持ちの手帳の写し(更新の場合)
- 本人の写真
  - \* 縦4cm×横3cm、1年以内に撮影した、脱帽・上半身を写したもの
- 診断書助成の申請書と領収書
  - \* 診断書料を3,000円を限度に助成します。文書料又は診断書料と明記された領収書の原本(コピー不可)を提出してください(生活保護世帯を除く)。
  - \* 通帳・キャッシュカード等の口座番号が確認できるものをお持ちください。
- 精神保健福祉手帳の様式について
- 自立支援医療受給者証(更新の場合)
- 保険証(生活保護の方は「生活保護受給証明書」)
- 同意書(生活保護の方は不要)
  - \* 所得の確認をさせていただくため、同意書の記入をお願いします。
  - \* 当・前年度の1月1日に小金井市外にお住まいだった方や、保険証の被保険者の住民登録が市外の場合は、個人番号による情報連携により確認させていただきます。また、必要に応じて、お住まいであった自治体等から課税(非課税)証明書を取得していただく場合がありますのでご了承ください。
- 申請者の個人番号カードなど、個人番号を確認できるもの(18歳未満の方の場合は保護者の個人番号カードも必要になります。)
- その他\_\_\_\_\_



(裏面に続く)

■「重度かつ継続に関する意見書」が必要な方は、以下のいずれの条件にも該当する方です。

①診断書に記載された主たる精神障害の病名が、以下のICD-10カテゴリー以外の方

F0: 症状性を含む器質性精神障害

F1: 精神作用物質使用による精神および行動の障害

F2: 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害

F3: 気分(感情)障害

G40: てんかん

②課税世帯の方

\* 市民税非課税世帯の方は意見書の提出は不要です。

③高額治療継続者(重度かつ継続)の認定を申請する方

\* 市民税課税世帯の方が「重度かつ継続」に該当すると、月額自己負担上限額が設定されます。

\* 所得区分が一定所得以上(市民税所得割額が23万5千円以上)の方は、「重度かつ継続」に該当しない場合には、自立支援医療費制度が受けられませんのでご注意ください。

※ 手続上、場合によっては窓口にて診断書を確認後に意見書をお取りいただくことがございますので、ご了承ください。

■有効期間について

手帳の有効期限は原則2年間、自立支援医療費制度の有効期限は原則1年間です。更新は有効期限の3ヶ月前からできます。(例: 有効期限が令和4年6月30日→令和4年4月1日から申請可能。) 期限が切れる前に手続きをしてください。なお、こちらから更新のお知らせはいたしませんのでご了承ください。

■交付について

○精神保健福祉手帳

電話にてご連絡しますので、自立生活支援課の窓口でお受け取りください。

郵送も承りますので希望される方は申請の際にお申し出ください。(郵送料をご負担していただきます。)

○自立支援医療受給者証

申請者宛に郵送します。

窓口での受け取りも承りますので、希望される方は申請の際にお申し出ください。

申請窓口・問合せ先

小金井市福祉保健部自立生活支援課

相談支援係(市役所第2庁舎2階)

電話 042(387)9841